



## 新型コロナウイルス感染症の 影響を受けた方への各種支援制度

市報4月15日号(p.11)、5月合併号(p.6～)に加えて、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度をお知らせします。今後、これらの制度が変更となる場合もありますので、制度を利用する前に必ず問い合わせをしてください。

### 保険税(料)を納めることが困難な方へ

#### ▶ 国民健康保険税・介護保険料の減免について

##### 【減免の対象となる保険税(料)】

令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税(料)

##### 【対象世帯(者)】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯(者)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)に減少が見込まれ、国民健康保険税は次のア～ウ、介護保険料はアとイのすべての要件に該当する世帯(者)

ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

ウ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

##### 【減免割合】

①に該当する場合

<国保・介護> 賦課保険税(料)の全額を免除

②に該当する場合

<国保> 前年の所得に応じ減免対象保険税の20%～100%を減額

<介護> 前年の所得に応じ減免対象保険料の80%～100%を減額

両制度とも、事業等の廃止や失業の場合は減免対象保険税額(料)の全額を減額

※後期高齢者医療制度でも国保と同様の基準で減免が実施される予定です。

##### 【問合せ】

<国保・後期高齢> 市民生活課ほけん年金係(内線1147)

<介護> 福祉介護課介護保険係(内線1153)

#### ▶ 国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続きについて

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方やその家族を対象に、国民年金保険料免除・納付猶予等の申請受付を開始します。

##### 【要件】

令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、かつ、当年中の所得が従来の免除等の基準に該当する水準まで低下することが見込まれること。(詳しくはお問合せいただくか、ホームページでご確認ください。)

##### 【注意事項等】

①令和2年2月分から6月分までの保険料が免除等されません。7月分以降の保険料の免除等には改めて申請が必要です。

②申請は市役所および新発田年金事務所で受け付けます。申請書類をホームページからダウンロードし郵送することも可能です。

##### 【問合せ】

市民生活課ほけん年金係(内線1149)

新発田年金事務所国民年金課

☎23・2120

日本年金機構HP



### 国保傷病手当金について

胎内市国民健康保険加入者のうち給与をもらって働いている方が新型コロナウイルスに感染したことや感染が疑われることにより仕事を休んだ場合、傷病手当金を支給します。詳しくはお問合せください。

また、事業主の皆さまにおかれましては、この制度をご承知おきいただき、国民健康保険に加入している従業員が安心して休業できる環境整備をお願いいたします。

※後期高齢者医療制度でも国保と同様の基準で傷病手当金が支給される予定です。

##### 【支給対象期間】

仕事ができなくなった日の4日目以後の療養期間

##### 【支給額】

日額平均給与×2/3×無給休業日数

##### 【適用期間】

令和2年1月1日から9月30日まで(国の制度に基づいており、延長となる場合があります。)

##### 【問合せ】

市民生活課ほけん年金係(内線1147)

1人  
10万円の

## 特別定額給付金の給付が開始されます

5月合併号9ページに掲載の特別定額給付金（仮称）について、申請書郵送は5月11日（月）以降を予定していますが、受給をお急ぎの方は市ホームページからオンライン申請をご利用いただくか、個別にご相談ください。

### 【問合せ】

総合政策課企画政策係（内線 1362）

## 市独自支援策

### 飲食店等支援給付金・地域商品券

#### ▶ 飲食店等支援給付金

市内の飲食店および旅館・ホテルを営む方に対し、基本額を10万円（従業員数により増額）とする給付金を支給します。受付は準備ができ次第開始します。

#### ▶ 地域商品券

市内で使えるお得な地域商品券を発行します。発行時期は事態の収束が見込まれる頃を予定しています。いずれも詳しくは市ホームページ等でお知らせします。

### 【問合せ】

商工観光課商工振興係（内線 1254）

## 収入が減少した方のための 貸付金について

### 令和2年度新潟県勤労者生活安定資金貸付金制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった方に対し、生活に必要な資金を低利で融資します。

### 【融資額】

10万円以上30万円以内

### 【金利】

年1.70%（固定金利）

### 【問合せ】

新潟県産業労働部しごと定住促進課

☎ 025・280・5260

## 市独自支援策

### 雇用調整助成金の手続き経費の補助

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置による雇用調整助成金を申請するにあたり、その手続きを社会保険労務士に依頼する場合の手数料の一部を補助します。

上限：1社当たり10万円

※交付額が上限に達しない場合に限り複数回の申請が可能です。

※すでに申請済み（1月24日以後の申請）であっても対象とします。

### 【対象】

市内に本社（本社機能を有する事業所を含む）があり、雇用保険法の適用を受ける中小企業等の事業主

### 【申込・問合せ】

商工観光課 ☎ 43・6111

中条町商工会 ☎ 43・3624

黒川商工会 ☎ 47・2419

詳細は市HPへ



## 要介護認定の有効期間延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、要介護認定の臨時的な取扱いとして、更新申請に限り現在の要介護（要支援）認定有効期間を12か月延長します。なお、実際の適用にあたっては、本人または家族の同意を得た上で行います。対象となる方は、介護保険要介護（要支援）認定申請書および同意書を提出してください。

### 【対象者】

5月31日（日）（今後の状況により延長の可能性あり）までに要介護（要支援）認定の更新申請をされる方（新規申請・区分変更申請は通常通りの認定を行います。）

### 【問合せ】

福祉介護課介護保険係（内線 1153）

## 小学校休業等対応助成金について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子どもの保護者である労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇（以下「当該有給休暇」という。）を取得させた事業主（農業経営体も含む）が対象です。

### 【助成内容】

当該有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額<sup>※1</sup>を助成（上限8,330円/日）

（※1）具体的には、対象労働者の日額換算賃金額（通常の賃金を日額換算したもの）×有給休暇日数

### 【助成対象期間】

当該有給休暇の取得日が2月27日から6月30日までの期間にある場合

### 【受付期間】

9月30日（火）まで

### 【助成対象事業主】

① 雇用保険または労働災害補償保険に加入している事業主（農業経営体も含む）

② ①に該当しない暫定任意適用事業所の事業主（被雇用者が常時4人以下の個人事業主等）は「農業等個人事業所に係る証明書」（発行申請は6月16日（火）まで）が必要です。

### 【問合せ】

①の方…学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

☎ 0120・60・3999

②の方…北陸農政局経営支援課

☎ 076・232・4238

新型コロナ 休暇支援 検索

農業経営体の方は  
農林水産省HP



詳細や具体的な手続きは  
厚生労働省HP



経済的な不利益が生じない休暇取得等、子育て世帯の従業員が休みやすい環境整備について配慮いただきますようお願いいたします。